参考資料１

基 本 計 画 各 論（案）

第１部会審議対象項目

・基本目標１

・基本目標２

・基本目標５

関連するSDGsの目標：３

基本施策名　１　母子の健康づくり

母子の健康づくり	妊娠出産に向けた支援	妊娠を望む夫婦に対する支援	0111
		子育て世代包括支援センターの機能強化	0112
		産科医療機関等との連携強化	0113
		産前・産後サービス等の充実	0114
	乳幼児期からの健康づくり	乳幼児健康診査と支援体制の充実	0121
		発育段階に応じた健康づくりの推進	0122

現状と課題

・少子化の進行、晩婚化・晩産化、未婚率の上昇、核家族化、育児での孤立化、子どもの貧困、虐待など母子を取り巻く社会環境の変化により、子育てに対する不安や悩みを抱え込むなど、子育てしにくい状況が生じています。そのため、妊娠・出産・育児期を通して、切れ目ない支援ができるよう保健師、助産師を配置し、2016年（平成28年）４月に位置づけた子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊産婦や子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進していく必要があります。

・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児の心身の健康確保を図る上で重要であることから、本市では、妊婦健康診査や新生児聴覚検査の公費負担を拡大し、受診しやすい環境づくりを行ってきました。また、産前・産後の不安や悩みを軽減するため産後健康診査の公費負担を行うとともに、医療機関と連携した支援や産前・産後の支援サービスの充実を図る必要があります。

・乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応及び虐待の未然防止・早期発見・早期対応の機会として、乳幼児健康診査は重要な役割を担っています。本市では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児※1等に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後も、保健、医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。

・母子の健康づくりは、生涯を通じた健康づくりの出発点であり重要なため、ライフステージに応じた健康管理や子どもの頃から健康的な生活習慣の形成の推進を図る必要があります。

施策がめざす将来の姿

●安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

●関係機関や専門職との連携が図られ、母と子の健康が守られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
母子保健サービスに満足している市民の割合	95.0%（R2）	96.0%	97.0%

（１）妊娠出産に向けた支援

個別施策：①妊娠を望む夫婦に対する支援	
内容	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に対する支援を行います。
個別施策：②子育て世代包括支援センターの機能強化	
内容	保健センターと子育て支援センターがさらに連携し継続的・包括的な支援を行うなど子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実します。
個別施策：③産科医療機関等との連携強化	
内容	妊産婦の不安や育児負担の軽減を図るため、産科・精神科医療機関及び保健・福祉・子育て支援センターなどの関係機関との連携を強化し連続性のある支援を行います。
個別施策：④産前・産後サービス等の充実	
内容	産前・産後の不安や育児負担を軽減するため、子育て支援センター等と情報を共有し、子育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サービスの充実に努めます。また、父親の妊娠・出産への理解と子育てへの参加促進のため、関係部署との連携を図り講座の開催や情報提供を行います。
主要事業	◆妊婦・産後健康診査 ◆妊婦・産婦電話相談支援、産婦・乳児訪問指導

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
産後に保健師や助産師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	89.5%	91.0%	92.0%
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	95.2%	96.0%	97.0%

（２）乳幼児期からの健康づくり	
個別施策：①乳幼児健康診査と支援体制の充実	
内容	乳幼児の疾病やむし歯、障がいや虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、保健、医療・福祉・教育などの関係機関が連携し一人ひとりに応じた支援を行うなど、支援体制の充実を図ります。
個別施策：②発育段階に応じた健康づくりの推進	
内容	将来的な疾病の予防に向けて乳幼児期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの生活習慣を形成するため、発育段階に応じた健康教育の充実を図ります。また、保護者の健康意識を高め、健康づくりに取り組めるよう啓発に努めます。
主要事業	◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談 ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和７年度)	2030年度 (令和12年度)
乳幼児健康診査受診率	４か月児 99.5%	４か月児 100.0%	４か月児 100.0%
	１歳６か月児 97.1%	１歳６か月児 100.0%	１歳６か月児 100.0%
	３歳児 97.2%	３歳児 100.0%	３歳児 100.0%
むし歯のない３歳児の割合	91.7%	93.5%	95.0%以上

関連する計画・条例

■健康いわくら21（第２次）（平成25年度～令和４年度）
■第２期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）
■第３期岩倉市食育推進計画（令和２年度～令和６年度）

用語の解説

※１：経過観察児
乳幼児健康診査で、発育やことば・運動発達などについて心配があり、健診後も経過を見ながら指導を継続していく乳幼児。

関連するSDGsの目標：３

基本施策名　２ 成人の健康づくり

成人の健康づくり	健康づくりの推進	健康的な食生活習慣の推進	0211
		運動の習慣化の推進	0212
		こころの健康づくりの推進	0213
		健康づくりを支援する環境づくり	0214
	生活習慣病予防と重症化予防の推進	がん検診・保健指導の充実	0221
		歯科健康診査・歯科保健指導の充実	0222
		特定健康診査・特定保健指導の充実	0223

現状と課題

・長寿命化が進む一方で、生活環境の変化に伴い、生活習慣病などの発症や重症化が問題となっています。また、複雑化する社会の下で、ストレスからこころの病気にかかる人が増加しています。そのため、生活習慣病予防をはじめとした心身の健康づくりに対する市民の意識の向上と主体的な取組がますます重要になっています。

・本市では2013年度（平成25年度）に策定した健康いわくら21（第２次）において、健康寿命の延伸を基本目標とし、生涯を通じた健康づくりの推進、疾病の発症予防と重症化の予防、健康につながる生活習慣づくり、社会で支える健康づくりを基本方針として、健康診査やがん検診、関係機関と連携した栄養指導及び運動指導等の取組を推進してきました。

・しかしながら、2018年度（平成30年度）に行った健康いわくら21（第２次）の中間評価では、がん、身体活動・運動及び歯の健康の分野において改善が見られない指標が多く、若い世代からの生活習慣病予防の啓発と健康管理への取組を推進することが重要課題となっています。

・また、2018年（平成30年）12月には健幸都市宣言を行い、五条川健幸ロードを活用した運動事業や健幸伝道師事業等に取り組むとともに、2020年（令和２年）３月には健幸づくり条例を制定しました。今後さらに高齢化が進む中で健康寿命を延伸するためには、健康無関心層も含めた健康づくりを推進するとともに、様々な分野との連携を強化し一体的な取組を行っていく必要があります。

・がん検診については、定員枠拡大や医療機関での個別検診の実施などの受診機会の充実を図ってきましたが、今後も受診率向上のため、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、さらに若い世代への予防啓発に取り組む必要があります。

・歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるとともに、8020を目標とした口腔の健康維持のため、節目歯科健康診査や訪問歯科健康診査により、誰もが定期的に歯科健康診査を受けることができる体制を継続していく必要があります。

・生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導が2008年（平成20年）度から保険者に義務付けられたことに伴い、国民健康保険被保険者に対し、健診事業

を行うとともにその受診率の向上に努めています。
・2020 年（令和２年）４月に施行された健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙による健康への影響をなくすための取組を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

●心身ともに健やかで、自ら健康づくりに取り組み、自分らしくいきいきと幸せに暮らしています。
●生活習慣病予防に取り組む環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 （令和元年度）	2025 年度 （令和７年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
健康の維持増進の取組をしている人の割合	91.0%（H30）	92.0%	93.0%
生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	85.1%（H30）	87.5%	90.0%

施策の内容

（１）健康づくりの推進

個別施策：①健康的な食生活習慣の推進

内容	生活習慣病予防のため、市内の事業所と連携して食への関心を高め、年齢等に応じた栄養バランス等に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、栄養教室等の充実を図ります。

個別施策：②運動の習慣化の推進

内容	五条川健幸ロードを活用した運動事業等を通じた運動指導の充実、関係部署や事業所と連携した運動事業の取組を推進します。また、市民の運動習慣を促進するため、運動に関する情報を提供し、運動する機会の充実を図ります。

個別施策：③こころの健康づくりの推進

内容	こころの健康を保つことができるよう、また、こころの不調を周囲の人が気づき見守ることができるよう、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。また、過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

個別施策：④健康づくりを支援する環境づくり

内容	市民の主体的な健康づくり活動を支援するために、様々な分野で健康の視点を持った取組や市民、地域団体、市民活動団体及び事業所等と連携し、

	だれもが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。
主要事業	◆健幸伝道師事業 ◆体力チェック事業 ◆ウォーキング事業 ◆いわくら健康マイレージ事業 ◆こころの健康教室・相談事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
ウォーキング・ジョギングなど軽い運動を定期的に行っている人の割合	27.6%（H30）	29.0%	30.0%
ストレスを解消する方法を持っている人の割合	60.4%（R2）	70.0%	74.0%

（２）生活習慣病予防と重症化予防の推進

個別施策：①がん検診・保健指導の充実	
内容	がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。また、精密検査が必要な人が確実に受診するよう保健指導の充実を図ります。
個別施策：②歯科健康診査・歯科保健指導の充実	
内容	歯周病や口腔機能の低下等の早期発見・早期治療のために歯科健康診査の受診勧奨を行うとともに、歯口清掃の習慣化及び口腔機能の維持・向上のための歯科保健指導の充実を図ります。
個別施策：③特定健康診査・特定保健指導の充実	
内容	生活習慣病予防のために、特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、特定保健指導の対象となった人には、生活習慣を改善するための支援の充実を図ります。
主要事業	◆がん検診 ◆歯科健康診査 ◆特定健康診査、特定保健指導

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
メタボリックシンドローム※1該当者及び予備群の減少率 （2008年比）	17.5%（H30）	21.5%	25%以上
がん検診を受診している市民の割合	28.6%（R2）	37.0%	40.0%

関連する計画・条例

■健康いわくら 21（第２次）（平成 25 年度～令和４年度）
■岩倉市自殺対策計画（令和元年度～令和５年度）
■第３期岩倉市食育推進計画（令和２年度～令和６年度）
■岩倉市健幸づくり条例

用語の解説

※１：メタボリックシンドローム
内臓脂肪型肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。

関連するSDGsの目標：３

基本施策名　３ 医療･感染症予防

医療・感染症予防	医療体制等の充実	市民にわかりやすい医療情報の提供	0311
		休日・夜間救急医療体制の維持・充実	0312
		災害時に備えた保健予防の充実	0313
	感染症対策の推進	感染症予防の充実	0321
		新型インフルエンザ等対策の充実	0322

現状と課題

・救急医療体制として、休日急病診療所のほか、近隣市町の３病院を第２次救急医療機関[※1]に指定し、休日・救急医療体制の維持・充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
・歯科診療については、市内歯科医療機関での在宅当番医制による年末年始の休日歯科診療を実施しています。
・今後も、市民がより健康に安心して暮らすために、休日・救急医療体制の確保が必要です。
・予防接種法に基づく各種予防接種を主に医療機関での個別接種として実施するとともに、愛知県広域予防接種として県内全域でも接種できるなど、接種体制の充実を図ってきました。
・2019 年（令和元年）12 月に確認された新型コロナウイルス感染症は、2020 年（令和２年）に入ると全世界に拡大し、本市においても国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき、感染拡大防止策を講じてきました。
・新型インフルエンザ等の感染症への対策については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今後、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練を実施していく必要があります。また、平常時からの情報収集や感染防止策の周知、さらに、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるように体制を強化し、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、市民の安全確保を図ることが重要です。

施策がめざす将来の姿

●日常的な健康管理や身近に受診できる医療機関があり、安心して医療を受けられる体制が整っています。
●感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	75.7%（H30）	79.0%	82.0%

施策の内容

（1）医療体制等の充実

個別施策：①市民にわかりやすい医療情報の提供

内容	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適性な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するよう努めます。

個別施策：②休日・夜間救急医療体制の維持・充実

内容	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。

個別施策：③災害時に備えた保健予防の充実

内容	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化を図ります。
主要事業	◆休日急病診療所事業 ◆休日歯科診療事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合	65.5%（R2）	67.0%	70.0%
休日急病診療所を知っている市民の割合	84.5%（R2）	90.0%	92.0%

（2）感染症対策の推進

個別施策：①感染症予防の充実

内容	感染症に対して、市民の安全確保や、エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。また、予防接種の有効性や安全性など正しい知識を普及し、予防接種の接種率を向上させることにより感染症の予防に努めます。

個別施策：②新型インフルエンザ等対策の充実	
内容	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。また、新しい生活様式の確立など新型コロナウイルス感染症対策を推進します。
主要事業	◆予防接種事業 ◆新型インフルエンザ等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度（令和元年度）	2025 年度（令和７年度）	2030 年度（令和 12 年度）
予防接種の接種率（麻しん・風しん混合予防接種（第２期※2））	96.3%	97.0%	98.0%

関連する計画・条例

■健康いわくら 21（第２次）（平成 25 年度～令和４年度）
■岩倉市地域防災計画（昭和 58 年７月策定）
■岩倉市新型インフルエンザ等行動計画（平成 26 年 11 月策定）

用語の解説

※１：第２次救急医療機関
都道府県ごとの医療計画において、第１次、第２次、第３次救急医療の体制が整備されている。第２次救急医療機関は、第１次救急医療機関の後方病院として、入院または緊急手術を要する救急患者の医療を担当するもので、広域市町村圏を基本として設定した救急医療圏ごとに、いくつかの病院が共同連帯して輪番方式で対応するもの。

※２：第２期
麻しん・風しん混合予防接種の第２期とは、５歳以上７歳未満の者で小学校就学の始期に達する日の１年前の日から当該始期に達する日の前日までの間の時期を指す。

関連するSDGsの目標：３、11、17

基本施策名　４ 地域福祉

地域福祉	計画的な地域福祉の充実・支援	地域福祉推進体制の強化	0411
		地域福祉意識の醸成	0412
		福祉教育の充実	0413
		地域福祉の担い手の育成	0414
		地域コミュニティ活動の支援 【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】	0415
	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり 【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】	0422
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
		生きることへの支援	0424

現状と課題

・本市では、2017年度（平成29年度）に策定した第２期地域福祉計画では、小学校区を推進圏域に住民が出し合った地域課題を我がこととして取り組んでいくことを目的に「いわくら福祉市民会議」を校区ごとに展開しています。

・2018年（平成30年）４月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を示す上位計画として位置付けられました。

・今後、より重要性が増していく本計画を浸透させていくとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、部署間の包括的な支援体制を構築していく必要があります。

・近年、高齢者の単身世帯・核家族の増加に加え、同一世帯に複合的な問題を抱えていたり、縦割りの制度の狭間に陥ってしまったりと、地域福祉に関する課題は複雑化し、多様化しています。そうした中で、制度や分野の枠を越え、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会、人や資源が世代を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会※1」の実現が求められています。

・市内でも8050問題※2やひきこもりなど制度・分野の枠を超えた福祉課題が増加しており、これらの解決に向けては、福祉活動に参加する人材を継続して増やしていくとともに、専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や組織を含め、より重層的にネットワークをつくることが必要です。

・2016年（平成28年）に施行された自殺対策基本法の一部改正に伴い、誰も自殺に追い込まれない社会の実現のため、2019年（平成31年）３月に自殺対策計画を策定し

ました。

施策がめざす将来の姿

●人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」が実現しています。
●地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が構築されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	81.0%（H30）	85.0%	90.0%
ひとり暮らしや心身に障がいがある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	51.8%（R2）	55.0%	60.0%

施策の内容

（1）計画的な地域福祉の充実・支援

個別施策：①地域福祉推進体制の強化

内容	住民が中心となって小学校区単位で取り組む住民活動計画について、地域の中で考え、解決に向けた取組ができるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。また、8050問題やひきこもり等、複雑化・複合化している地域福祉課題に対応するため、包括的な相談体制を構築します。

個別施策：②地域福祉意識の醸成

内容	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。

個別施策：③福祉教育の充実

内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。

個別施策：④地域福祉の担い手の育成

内容	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘

	するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会、市民活動支援センターと一体となって支援します。
個別施策：⑤地域コミュニティ活動の支援【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】	
内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。
主要事業	◆地域福祉計画推進事業 ◆福祉講座、福祉実践教室 ◆ボランティア養成講座

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	954 人	980 人	1,000 人
ボランティア養成講座受講者数	10 人	65 人	80 人

（２）安心して地域で生活できる環境づくり	
個別施策：①支え合いのネットワークづくり	
内容	支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会と連携して、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。
個別施策：②見守りネットワークと支え合いの体制づくり 【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】	
内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの捜索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。
個別施策：③災害時要配慮者の支援体制づくり	
内容	災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするため個別避難支援計画の作成を促進します。
個別施策：④生きることへの支援	
内容	自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援に関連する団体との連携、情報交換に努め、地域におけるネットワークの構築と強化を行います。また、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）を育成します。
主要事業	◆避難行動要支援者名簿 ◆自殺対策計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
個別避難支援計画の作成数	170 件	350 件	500 件
ゲートキーパー研修参加者数	59 人	200 人	500 人

関連する計画・条例

■第２期岩倉市地域福祉計画（平成 30 年度～令和４年度）
■第８期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和３年度～令和５年度）
■岩倉市障がい者計画（第５期）（平成 30 年度～令和５年度）
■岩倉市地域防災計画（昭和 58 年７月策定）
■岩倉市自殺対策計画（令和元年度～令和５年度）

用語の解説

※１：地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※２：8050 問題
80 代の老親が 50 代のひきこもりの子の生活を支えるという社会問題。ひきこもりの状態が長期化し相応の年齢になり、さらに高齢となった親の収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして経済的に一家が孤立・困窮するケースを言う。

関連するSDGsの目標：1、3、8、11、17

基本施策名　5 高齢者福祉･介護保険

高齢者福祉・介護保険	健康･生きがいづくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
	介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の円滑な運営	0531
		認知症施策の充実	0532
		高齢者の権利擁護・虐待防止	0533

現状と課題

・本市の2020 年（令和２年）３月末時点の高齢者数は12,142人、高齢化率※1 25.3%となっており、介護保険制度の始まった2000年（平成12年）と比較して約２倍に増加しています。
また、団塊の世代が75 歳以上となる2025年（令和７年）には高齢化率は26.7%に達すると推計されています。
高齢化の進展は今後益々進み、2040年（令和22年）には、世代間の不均衡が著しい水準に達し、1.5人の現役世代が１人の高齢世代を支えるといわれています。

・元気なうちは知識と経験を生かして働きたいという高齢者や、活動範囲を広げ、スポーツや文化活動などで生き生きと人生を楽しむ高齢者が多くいます。

・多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家、地域の高齢者交流サロン等が高齢者の活動の拠点となっており、活動を支えるための施設の充実や各種講座の開催、気軽に集える交流スペースの設置などの環境整備が求められています。また、老人クラブの会員拡大など高齢者の自主的な団体の育成やシルバー人材センターへの支援などが引き続き必要です。

・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤立死が発生しています。また、2020年（令和２年）３月末時点で1,871 人いる本市の要介護（支援）認定者※2においては、その約５割に日常生活に支障をきたすような認知症状が見受けられ、高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。
認知症の予防と理解を深めるために、市民の指導士によるシルバーリハビリ体操の普及、市民ボランティアであるいわくら認知症ケアアドバイザー会と連携した啓発などの認知症施策を推進することが必要です。

・また、介護を受けている高齢者への虐待や、悪質商法による被害が発生しており、虐待防止や成年後見制度※3の活用など、高齢者の尊厳と権利を擁護するための積極的な取組が求められています。

・高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を発揮し、自立した生活を送ることができるまちをつくるために、国の動向を把握しながら、地域包括ケアシステム※4の構築と地域共生社会の実現が必要です。
・市内に２カ所ある地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う機関として、高齢者の相談及び支援体制を充実させることが必要です。
・75歳以上の高齢者人口が増える中で、要介護（支援）認定者は着実に増加することが見込まれ、介護保険事業の健全な財政運営に努めながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが必要です。
・2017年（平成29年）４月からは、介護予防・日常生活支援総合事業※5を開始しており、要支援者等に対して、地域の実情に応じて住民主体の取組を含めた多様なサービスの整備が課題となっており、高齢者の生活支援や見守りなど、地域における支え合いの体制づくりを推進していくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

●高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って健康で自立した生活を送っています。
●地域包括ケアシステムが構築され、地域共生社会※6のもと公的サービスと地域の支え合いによって、高齢者が安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和７年度)	2030年度 (令和12年度)
介護保険サービスなどの高齢者福祉に満足している市民の割合	68.5%(H30)	69.0%	70.0%
75歳以上の要介護３～５の認定率 （調整中）	7.4%	8.1%以下	8.3%以下

施策の内容

（１）健康・生きがいづくりの推進

個別施策：①介護予防と日常生活の自立支援	
内容	介護予防と日常生活の自立を支援するため、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスに加え、地域住民、その他の事業所など、多様な主体が提供主体として取り組むことで、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図ります。
個別施策：②多様な社会活動等への参加支援	
内容	高齢者の地域社会への参画や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、多世代交流センターさくらの家及び南部老人憩の家の活用を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会への活動支援、高齢

	者等のサロン活動の育成・支援、介護施設等へのボランティア活動への支援に努めます。
主要事業	◆介護予防・日常生活支援サービス事業 ◆シルバーリハビリ体操推進事業 ◆老人クラブ連合会等活動事業補助事業 ◆シルバー人材センター補助事業 ◆高齢者交流サロン活動費補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
シルバーリハビリ体操指導士数（累計）	22 人	115 人	190 人
高齢者交流サロン補助金交付団体数（累計）	9 団体	20 団体	30 団体

（２）地域包括ケアシステムの構築

個別施策：①地域包括支援センターを核とした地域づくり	
内容	地域包括ケアシステムの確立に向け、保健・医療・福祉・介護にかかわる多職種の連携はもとより、関係機関との連携強化により、高齢者及びその家族が安心して生活ができるよう地域課題の解決に取り組みます。
個別施策：②高齢者への支援	
内容	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業や、すこやかタクシー料金助成、医療費の一部負担などの支援を行います。生活支援コーディネーターと連携し、地域での課題を抽出し、ニーズの把握することで、必要な支援等の充実に努めます。
個別施策：③見守りネットワークと支え合いの体制づくり	
内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの捜索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。
主要事業	◆地域包括支援センター運営事業 ◆認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 ◆ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス ◆生活支援コーディネーター配置事業 ◆後期高齢者福祉医療費支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
高齢者見守り事業所登録数	26 事業所	40 事業所	50 事業所

地域包括支援センター相談件数	1,740 件	1,900 件	2,000 件

（３）介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

個別施策：①介護保険事業の円滑な運営	
内容	介護保険事業を円滑に運営することで、必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの充実を図るとともに、介護保険料の賦課・徴収や各種サービス利用に対する給付を適正に行います。また、介護の現場を担う介護人材の確保・定着のための支援に努めます。
個別施策：②認知症施策の充実	
内容	認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するとともに認知症サポーターと連携した取組を検討します。また、市民を対象に認知症に関する啓発や講座開催等の学習機会を設けます。認知症サポート医※7などの専門職による認知症初期集中支援チーム※8での支援や認知症地域支援推進員の活動促進に努めます。
個別施策：③高齢者の権利擁護・虐待防止	
内容	地域包括支援センターや尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業※9の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、虐待に関する知識の普及啓発を行うとともにケアマネジャーや関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。
主要事業	◆認知症初期集中支援チーム事業 ◆認知症サポーター養成講座 ◆介護人材の確保・定着促進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和７年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	7,798 人	9,000 人	11,000 人
高齢者における成年後見制度の認知度	62.1%	70.0%	80.0%

関連する計画・条例

■第８期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和３年度～令和５年度）
■岩倉市介護保険条例
■岩倉市在宅寝たきり老人等介護者手当支給条例

用語の解説

※１：高齢化率

総人口に対する 65 歳以上の高齢者の割合。

※２：要介護（支援）認定者

介護保険サービスを利用するため、市に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人。

※３：成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の預貯金管理などの財産管理や日常生活での様々な契約(身上監護)を支援していく制度。

※４：地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるまちとするために、保健・医療・福祉・介護・住まいが、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保するための体制。

※５：介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の地域支援事業として、2017 年（平成 29 年）４月に開始した事業。要支援１～２の高齢者及び基本チェックリストを実施し事業対象者となった高齢者を対象とした訪問介護、通所介護、生活支援サービスや介護予防事業などがある。

※６：地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※７：認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言、その他の支援を行い、専門機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

※８：認知症初期集中支援チーム

2017 年度（平成 29 年度）より市内２か所の地域包括支援センターに設置した認知症サポート医研修を受講した医師や社会福祉士、保健師などの専門職によるチーム。認知症状のある人や家族支援のため、医療や介護サービスへの初期の対応を行う。

※９：日常生活自立支援事業

高齢や障害により自分一人で判断することに不安がある人を対象として「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。国の補助事業として愛知県社会福祉協議会が事業実施主体となっている。

関連するSDGsの目標：３、４、17

基本施策名　６ 障がい者(児)福祉

障がい者（児）福祉	障がい者への地域生活支援と社会参加促進	相談支援体制の充実	0611
		福祉サービスの充実と関係者の連携	0612
		医療費の支援	0613
		就労の支援	0614
		スポーツ・文化活動等への参加促進	0615
	障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	福祉教育の充実【「地域福祉」の再掲】	0621
		地域での障がい者に対する理解促進	0622
		障がい者の権利擁護・虐待防止	0623
		ボランティア活動の充実	0624
	障がい児支援の充実	子どもの障がいの早期発見と早期支援	0631
		継続した相談支援体制の確立	0632
		医療的ケア児の支援	0633

現状と課題

・国においては、「障害者基本法」を基本としながら、2012年（平成24年）に「障害者虐待防止法」の施行、2013年（平成25年）には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正などの法整備を進めてきました。また、2014年（平成26年）には国際条約である「障害者権利条約」が締結され、2016年（平成28年）に「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正、2020年（令和２年）４月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がい者を取り巻く環境は、その制度のみならず概念も含めて大きく変化しています。

・このような状況を踏まえ、本市では、2018年度（平成30年度）から６年間を計画期間とした第５期障がい者計画を策定し、『ともに生き、ともに創ろう　ずっと住みたい、生きがいのあるまち　いわくら』を基本理念として、親亡き後の対応、地域共生社会の実現、障がい者差別の解消など新たな課題への施策を盛り込んでいます。

・障がいに関する相談は、増加傾向にあり、内容についても複雑化しており、部署間や関係機関とのさらなる連携の強化が必要です。また、2023年度（令和５年度）までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図るため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置する必要があります。

・重度心身障がい者にも対応した生活介護支援事業所や短期入所（ショートステイ）を兼ね備えた共同生活援助（グループホーム）が設置され、市内に障がい福祉サービスを提供する事業所も増え、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつありますが、今後も対象者のニーズを把握し、事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要があります。

・高齢者や障がい者の権利擁護のための相談支援機関として２市２町(岩倉市、小牧市、大口町､扶桑町)共同で開設した尾張北部権利擁護支援センターの周知と成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
・本市では子ども発達支援施設「あゆみの家」が中心となって乳幼児期の療育に取り組んでいます。そこでは、保健センターと連携して障がいの早期発見及び早期療育に努め、さらに障がいに対する理解を深めるための講演会の実施など保護者や関係する施設の職員へ支援を行っています。
・2023 年度末（令和５年度末）までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域において設置する必要があります。
・今後は、医療的ケアを要する障がいのある児童が身近な地域で必要な支援が受けられるように関係機関との連携を強化し、療育支援に関する知識や技術の交流を図りながら切れ目のない支援ができる体制づくりを進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

●障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。
●障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がい者と交流し支え合える環境が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和７年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
生活・自立支援など障がい者（児）福祉に満足している市民の割合	79.3%（H30）	85.0%	90.0%

施策の内容

（１）障がい者への地域生活支援と社会参加促進

個別施策：①相談支援体制の充実

内容	身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。

個別施策：②福祉サービスの充実と関係者の連携

内容	障がい者が高齢化・重度化しても地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障がい者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障がい者の支

	援を充実します。
個別施策：③医療費の支援	
内容	障がい者が、安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。
個別施策：④就労の支援	
内容	ハローワーク、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障がい者雇用に対する理解促進に努めます。
個別施策：⑤スポーツ・文化活動等への参加促進	
内容	障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。また、特別支援学校や障がい福祉サービス事業所と連携を図りながら、障がい者の文化活動の発表の場の提供に努めます。
主要事業	◆相談支援事業 ◆基幹相談支援センター設置事業 ◆就労支援事業 ◆地域生活支援事業 ◆障害者医療費支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
グループホームで生活している障がい者の人数	35 人	70 人	100 人
障がい者のスポーツ・文化行事への参加者数	481 人	600 人	700 人

（２）障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	
個別施策：①福祉教育の充実【「地域福祉」の再掲】	
内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。
個別施策：②地域での障がい者に対する理解促進	
内容	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障がい者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障がい者への理解を促進します。また、地域自立支援協議会を中心として障がい者理解促進のための研修会を行います。
個別施策：③障がい者の権利擁護・虐待防止	
内容	障がい者の権利や財産を守るため、尾張北部権利擁護支援センターや社

	会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障がい者への虐待を防止するため、家族への支援の充実を図るとともに、障がい者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
個別施策：④ボランティア活動の充実	
内容	障がい者の日常生活や社会参加、災害時の支援が身近に行われるよう、手話奉仕員養成講座を行います。また、社会福祉協議会と連携し、要約筆記・点字・音訳の講座などを通じて、障がい者を支援するボランティアの育成に取り組みます。さらに、支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。
主要事業	◆成年後見制度利用促進事業 ◆日常生活自立支援事業 ◆意思疎通支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
障がい者支援に関するボランティア登録者数	89 人	120 人	150 人

（３）障がい児支援の充実	
個別施策：①子どもの障がいの早期発見と早期支援	
内容	発育・発達を多職種で多様な角度から確認するなど健康診査の精度向上を図り、乳幼児の障がいの早期発見に努めます。また、障がいの早期発見と早期支援を図るとともに、専門的な療育支援へと円滑につなげるため、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関と連携した支援の強化を図ります。
個別施策：②継続した相談支援体制の確立	
内容	障がいのある子どもと親が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保健・保育・教育・福祉等の関係機関の連携を強化し、出生から就園・就学へ切れ目のない支援体制の構築を図ります。 就学前児童への発達支援を行うため、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる児童発達支援センターを整備します。
個別施策：③医療的ケア児の支援	
内容	医療的ケア児等コーディネーターを中心として、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関が連携し、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援の強化に努めます。
主要事業	◆乳幼児健康診査、子ども発達相談、健康診査事後教室 ◆あゆみの家児童発達支援事業 ◆児童発達支援センター整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和７年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
医療的ケア児等コーディネーター登録人数（累計）	３人	６人	９人

関連する計画・条例

■岩倉市障がい者計画（第５期）（平成 30 年度～令和５年度）
■岩倉市障がい福祉計画（第６期）及び障がい児福祉計画（第２期）（令和３年度～令和５年度）
■第２期岩倉市地域福祉計画（平成 30 年度～令和４年度）
■岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）

用語の解説

関連するSDGsの目標：　１、３

基本施策名　７ 低所得者の生活支援

低所得者の生活支援	自立支援の充実	相談体制の充実	0711
		自立した生活に向けた支援	0712
	適切な保護の実施	要保護世帯の的確な把握	0721
		的確・迅速な生活保護の実施	0722

現状と課題

・生活保護制度は、憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度として、生活の困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的としており、この制度を、最後のセーフティーネットとして機能させるために、保護を必要とする人たちの的確な把握に努めることが重要であり、社会福祉協議会などの関係機関や地域で活動している民生委員・児童委員と引き続き緊密に連携をしていく必要があります。

・2015 年（平成 27 年）３月以降、生活保護の受給者数は全国的に減少傾向にあり、本市においても 2020 年度（令和２年度）当初までは同様の状況となっていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、先行きは不透明な状況で、今後生活保護の受給者数が増加することも考えられます。

・就労可能な人たちへの自立に向けた支援として、2018 年度（平成 30 年度）からハローワークによる巡回訪問を月２回実施しており、就労支援員による活動と連携して取り組んでいます。就労活動に意識を向けるよう、より一層の関係性の構築が必要です。

・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者に対して包括的な支援を図るため、2015 年（平成 27 年）４月に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、自立相談支援事業をＮＰＯ法人に委託し、生活自立支援相談室を設置しました。経済的な困窮をはじめとして、住まいの不安定や家庭の問題、緊急的な食料の支援などの生活の困りごと全般についての相談を受けられるようになりました。今後も相談者に応じた適切な支援が行えるよう、相談員の資質向上に努める必要があります。

施策がめざす将来の姿

●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化的な生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活保護からの自立世帯数	5	12	17

施策の内容

（1）自立支援の充実

個別施策：①相談体制の充実

内容	生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう生活自立支援相談室等の相談体制の充実に努めます。また、相談内容に応じて適切な援助ができるよう相談支援員の資質向上を図ります。

個別施策：②自立した生活に向けた支援

内容	生活困窮者や被保護者が自立した生活が送ることができるよう、支援を必要とする人の状況把握に努めます。また、ハローワークと連携をとり、引き続き、就労支援員を中心とした就労支援に取り組みます。
主要事業	◆生活困窮者自立相談支援事業 ◆住居確保給付金事業 ◆食料支援事業 ◆子どもへの学習支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
就労支援プログラム参加者数	18人	25人	30人

（2）適切な保護の実施

個別施策：①要保護世帯の的確な把握

内容	要保護世帯への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。

個別施策：②的確・迅速な生活保護の実施

内容	生活保護の申請者には、複数の職員で面談をして問題点を的確に把握し、ケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護の開始に努めます。また、生活保護期間内においても必要な調査により保護要件の確認を行います。
主要事業	

関連する計画・条例

用語の解説

関連するSDGsの目標：3、4

基本施策名　8 子育て･子育ち支援(子育て･子育ち支援･青少年健全育成･家庭教育）

子育て・子育ち支援	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども条例の推進	0811
		子どもを育む活動の支援	0812
		児童館活動・施設の充実	0813
	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		保育施設の充実	0822
		放課後児童健全育成の充実	0823
	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
	家庭への支援	家庭の育児力・教育力の向上	0841
		子育て世帯への医療費支援	0842
		児童虐待の未然防止・早期発見	0843
		ひとり親家庭の支援の充実	0844
	青少年健全育成	青少年の社会参加の促進	0851
		非行活動防止・健全な地域環境づくりの推進	0852

現状と課題

・本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、2008 年（平成 20 年）12 月に子ども条例を制定しました。また、この条例を実行性のあるものとするため、2012 年度（平成 24 年度）に子ども行動計画を策定しました。引き続き、子ども条例の周知や行動計画の施策を推進する必要があります。

・子育て世代の女性の就業率は上がり続けており、少子化が進んでいく中にあっても、特に、３歳未満児を中心に保育需要は増え続けています。

・本市においては、保育園の待機児童の解消を図るために早くから幼保連携を進め、2015 年度（平成 27 年度）からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い市内の学校法人及び社会福祉法人の協力を得て認定こども園や保育園、小規模保育事業所を設置し、より多くの子どもが保育を利用できる環境づくりに努めてきました。

・2019 年（令和元年）10 月からの制度改正により幼児教育・保育の無償化が行われましたが、今後も、本市の特徴である質の高い就学前の幼児教育・保育を提供するため、また、増大する保育需要に対応するためにさらなる公立保育園と民間保育施設との連携を進め、必要なサービスの量と質の確保に努める必要があります。

・また、公立保育園では施設の老朽化に対応するため、公共施設再配置計画に沿って計画的に施設の改修や更新を進める必要があります。

・児童の健全育成では、2015 年度（平成 27 年度）に策定した放課後子ども総合プラン基本方針に基づき、放課後児童クラブの学校敷地内等への移設を進めており、３つの小学校区の整備が完了しました。今後は、残りの２校区の移設を行い、小学校６年生まで対象拡大を進める必要があります。一方、放課後子ども教室との一体的な実施についても課題となっています。
・核家族化や地域コミュニティの弱体化に伴い、家庭や地域において子育ての知恵や経験を共有することが困難になっており、育児家庭の孤立化が問題となっています。子育ての悩みを抱え込まずに相談や交流ができ、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習を行う地域の子育て支援拠点の役割が重要になっています。また、児童虐待が社会問題化しているため、育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。
・子ども医療費の助成については、2012年度（平成24年度）から支給対象者を中学校３年までとしていますが、県内において、一部支給対象者を拡大する動きがあります。
・経済的に困難な状況に陥りやすいとされているひとり親家庭においても、安定した生活が送れ、子どもが安心して保育や教育を受けられるような支援策を充実させる必要があります。
・青少年を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、ひきこもり、不登校、ニートなどが大きな課題となっています。また、スマートフォンの急速な普及に伴い、青少年にとって有害な情報が氾濫し、ＳＮＳに起因する犯罪被害の拡大やゲーム依存症など、インターネットの利用に係る問題は深刻さを増しています。
・地域社会のつながりが希薄化する中、青少年の健全育成には、家庭、学校、地域社会が成長を支える存在として、つながりながらその役割を果たし、地域全体で育む社会づくりが求められています。

施策がめざす将来の姿

●すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。
●地域や子育てに関わる機関が連携して子育て世帯に寄り添った支援がなされ、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちになっています。
●家庭・学校・地域の中で、青少年が社会を構成する重要な「主体」として尊重され、豊かな人間性と社会性を身につけて成長しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	30.8%（H30）	38.0%	40.0%
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合	77.7%（H30）	83.0%	85.0%
自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合	75.0%	78.0%	80.0%

施策の内容

（１）子どもが健やかに育つ環境づくり

個別施策：①子ども条例の推進

内容	子ども条例の趣旨・内容について市民等の理解を深め、実行へ移していくために、学校での「子どもの権利を考える週間」の授業や市の行事等を通じて市民への周知に努めます。また、子ども条例に基づく、子どもの施策に関する行動計画により、子どものための居場所の確保や施設の活用など、具体的な施策を推進します。

個別施策：②子どもを育む活動の支援

内容	子ども会、ボランティア団体、地域団体等との協力や連携を図り、子どもたちが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。

個別施策：③児童館活動・施設の充実

内容	遊びを通して子どもたちの健やかな成長を促進するため、地域の人たちとも協力をしながら、子どもの身近な施設としての役割を充実します。また、中高生の居場所としての活用が図れるように検討を進めます。
主要事業	◆子ども行動計画推進事業 ◆子ども条例啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子ども条例を知っている市民の割合	21.7%（R2）	30.0%	35.0%
児童館利用者数(放課後児童クラブを除く7館月平均)	1,219人	1,300人	1,400人

（２）保育サービス等の充実

個別施策：①幼児教育・保育サービスの充実

内容	すべての子どもが質の高い幼児教育や保育を受けられるよう公立保育

	園と私立の幼稚園や認定こども園等の民間保育施設とのさらなる連携を進めるとともに、引き続き保育園送迎ステーションといった本市独自の事業や、一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。
個別施策：②保育施設の充実	
内容	保育環境の向上のため、老朽化している施設について、計画的に改修を行うとともに、公共施設再配置計画に基づき、統廃合や複合化を伴う建て替えを進め、施設の充実を図ります。
個別施策：③放課後児童健全育成の充実	
内容	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、放課後児童クラブの学校敷地内等への移設と対象拡大を進め、事業の充実に努めます。また、放課後子ども教室との一体的な実施について検討します。
主要事業	◆子ども・子育て支援事業計画推進事業 ◆保育園施設整備事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
待機児童数（保育園）	0 人	0 人	0 人
放課後児童クラブの利用定員数	375 人	460 人	460 人

（３）地域の子育て支援体制づくり	
個別施策：①子育て支援拠点の充実	
内容	子育て支援センターや保健センター、公立保育園が中心となって、地域交流センター、多世代交流センター、児童館、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場としての居場所づくりを進めます。
個別施策：②相談支援体制の充実	
内容	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、子育て支援センターと保健センターにおいて利用者支援事業を実施し、子育て支援サービスに関する情報提供や相談・助言等を行うとともに、保育園や認定こども園、幼稚園、児童館等の子育て支援施設が連携して気軽に相談できる体制づくりを進めます。
個別施策：③地域ぐるみの子育て支援	
内容	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル活動の育成及び支援を進めます。
主要事業	◆子育て支援センター事業 ◆ファミリー・サポート・センター事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育て支援センター利用者数	17,309人	19,600人	22,000人
ファミリー・サポート・センター援助会員数	74人	80人	85人

（４）家庭への支援

個別施策：①家庭の育児力・教育力の向上

内容	家庭において基本的な生活習慣や育児に関する知識を身につけ親子のコミュニケーション力を高めることができるよう保健センターや子育て支援センターなどにおいて、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に努めます。

個別施策：②子育て世帯への医療費支援

内容	子どもたちが安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。

個別施策：③児童虐待の未然防止・早期発見

内容	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業※1を推進し、地域ぐるみの見守りを行います。

個別施策：④ひとり親家庭の支援の充実

内容	ひとり親家庭の自立の促進と経済的負担の軽減を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業や医療費支給事業等を通して、きめの細かい支援を実施します。
主要事業	◆子育ち・親育ち推進事業 ◆家庭児童相談事業 ◆赤ちゃん訪問事業 ◆母子・父子自立支援事業 ◆子ども医療費支給事業 ◆母子・父子家庭医療費支給事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育ち・親育ち講座受講者数	2,007人	3,000人	3,100人
子育て支援講習会参加者数	527人	660人	780人
ひとり親家庭相談件数	185件	200件	200件

（５）青少年健全育成	
個別施策：①青少年の社会参加の促進	
内容	青少年の豊かな人間性を育むとともに、次代を担う人材の成長を促すため、年齢や成長段階に応じた居場所や活躍の機会の充実を図り、地域や社会活動への参加促進を図ります。
個別施策：②非行活動防止・健全な地域環境づくりの推進	
内容	学校、地域、青少年問題協議会専門委員会等の関係機関と連携して、青少年の非行防止やインターネットトラブルなどの犯罪に巻き込まれないために、社会情勢の変化に応じた啓発やパトロール活動、相談窓口のＰＲなどを通じて、健全な地域環境づくりを推進します。
主要事業	◆青少年健全育成啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度（令和元年度）	2025 年度（令和７年度）	2030 年度（令和 12 年度）
青少年健全育成啓発事業参加人数	184 人	200 人	230 人

関連する計画・条例

■第２期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）
■岩倉市子ども行動計画（平成 30 年度～令和４年度）
■岩倉市教育振興基本計画（平成 29 年度～令和８年度）
■岩倉市公共施設長寿命化計画（令和元年度～令和 38 年度）
■岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和 38 年度）
■岩倉市子ども条例

用語の解説

※１：赤ちゃん訪問事業
地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するため、生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する事業。

基本施策名　９ 学校教育（学校教育・特別支援教育）

学校教育	教育内容の充実	計画的な教育行政の推進	0911
		特色ある教育の推進	0912
		教員の指導力向上	0913
		児童虐待やいじめ・不登校等への対応	0914
	安全・快適な教育環境の充実	人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	0921
		学校施設の再整備	0922
		地域とともにある学校運営の推進	0923
		家庭・地域との交流・連携活動の充実	0924
	教育支援の充実	特別支援教育の充実	0931
		家庭への支援	0932
	学校給食	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	0941
		学校における食育の充実	0942

現状と課題

・教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保し、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせて、本市では、2015 年度（平成 27 年度）から新教育委員会制度をスタートさせるとともに総合教育会議を設置しています。

・また、これまでの教育施策や様々な地域活動、国や県の動向を踏まえ、2017 年（平成 29 年）２月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、教育大綱を策定するとともに、同年３月に教育振興基本計画を策定しました。その中で、本市がめざすべき教育目標を明らかにし、学校を始め、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進しています。

・本市では独自の教育プランを策定し、「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、よりよい社会を形成していく一員としての自覚と力量を備えた心身ともに健康な子どもたちを育てたいという願いのもと教育活動を実践しています。

・家庭・学校・地域における子どもを取り巻く環境が大きく変化することが見込まれる中で、子どもが被害者となる事故や犯罪が増加していることから、次代を担う子どもが安心して健全に成長するため、地域ぐるみで子育てを支援するなどの環境づくりが急務となっています。

・児童虐待やいじめ・不登校などの問題が深刻化していることから、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、その未然防止、早期発見・早期解決を図るなど、安心して教育を受けることができるよう支援を行うことが必要になっています。また、各家庭の経

済状況による子どもの教育格差が生じないように継続的な経済支援を行う必要があります。

・老朽化が進む学校施設においては、主要構造部の耐震化は完了しましたが、引き続き、非構造部材の耐震化や計画的な施設修繕が急務となっています。また、整備にあたっては、社会状況や人口構造の変化に応じた学校の適正規模・適正配置が図れるよう検討する必要があります。

・Society5.0[*1]時代に生きる子どもたちの未来を見据え、新たな社会に対応できる能力を育成するため、情報機器を道具として使いこなす資質・能力を育み、より豊かな学びを実現していくことが必要になっています。

・学校に対する地域の関心は高く、地域に開かれた学校づくりが求められています。そのため、学校運営においては、地域・保護者・学校の共通理解を持ちながら、家庭・地域の教育力を活用し、開かれた学校運営・家庭との交流連携を更に進めていくことが必要になっています。

・近年、発達障がいを含む障がいのある子どもやアレルギーのある子どもが増えてきていることから、それぞれの子どもに合わせた適切な指導や必要な支援を行うことが必要です。

・2016 年（平成 28 年）９月に給食提供を始めた学校給食センターでは、民間のノウハウや専門性、柔軟性を生かすため給食調理及び配送業務等に加え、配膳業務を民間委託しており、調理から配膳まで一貫した衛生管理を行っています。今後は、学校給食の提供を継続的かつ安定的に実施するため、調理設備等の適切な維持管理が必要となります。

・本市では、安全でおいしい学校給食の提供を第一に、地産地消や旬の食材等を取り入れ、栄養のバランスだけでなく児童生徒のし好にも配慮し、献立の多様化や給食内容の充実に努めてきました。また、2017 年（平成 29 年）９月からは、学校給食における食物アレルギー対応として乳・卵の除去食の提供を行っています。

・全小中学校では、栄養教諭等による学年に応じた食指導を行っています。また、食育については家庭での役割が大きいため、献立表や給食だよりを活用した保護者へのより一層の啓発が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

●児童生徒一人ひとりが、家庭・学校・地域の中で個性を尊重され、自らの手で未来を切り拓き、心豊かにたくましく育っています。

●快適な教育環境の中で、児童生徒が安全で安心な学校生活を楽しんでいます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合	81.8%（H30）	85.0%	88.0%

施策の内容

（1）教育内容の充実

個別施策：①計画的な教育行政の推進

内容	教育大綱を踏まえて策定した教育振興基本計画の基本理念である「人がまちをつくり、まちが人を育む」を合言葉に、学校をはじめ、家庭、地域、行政等全ての主体が連携しながら、教育振興基本計画の基本目標を共有し、その達成に向けた取組を推進します。また、総合教育会議においては、市長と教育委員会で市の教育課題や将来ビジョン等を共有し、連携して効果的に教育関係施策を推進するため協議・調整を図ります。

個別施策：②特色ある教育の推進

内容	児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせた指導を進めるため、少人数授業やティームティーチング※2をはじめ、支援が必要な児童生徒や日本語教育が必要な児童生徒に、きめ細やかな指導体制を充実し、基礎学力の定着や児童生徒が自ら学ぶ意欲の向上に努めます。 また、学校の自主性、自律性を保証する中で、学校ごとに地域の特性を生かした特色のある教育・学校づくりを進めます。さらに、ＩＣＴ※3環境については、子どもたちが自分の学び方に合った方法を選択し、それぞれの理解の速さや深さに応じて主体的に取り組める環境づくりに努めます。

個別施策：③教員の指導力向上

内容	教員としてより豊かな人間性の形成や指導力・専門性を向上するため、市内小中学校が連携を図りながら、質の高い学びを確保するための授業の在り方について研究を進めるとともに、経験・職能に応じた教員研修の充実に努めます。

個別施策：④児童虐待やいじめ・不登校等への対応

内容	家庭・学校・地域が連携し、児童虐待やいじめ・不登校などの未然防止や早期発見、早期解決を図るため、児童相談所等関係機関との連携及び情報共有を徹底します。学校等においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員の配置、適応指導教室などの教育相談の充実を図り、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制を強化します。

主要事業	◆教育振興基本計画推進事業 ◆ＩＣＴ環境整備事業 ◆非常勤講師配置事業（少人数授業等非常勤講師、中学校重点教科非常勤講

	師、学級運営補助非常勤講師、特別支援教育支援員、日本語教育指導員、日本語教育支援員） ◆魅力ある学びづくり支援事業 ◆子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等設置事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 （令和元年度）	2025年度 （令和7年度）	2030年度 （令和12年度）
子どもが学校生活を楽しんでいると思っている保護者の割合	93.0%	95.0%	96.0%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生 79.6%	小学生 87.0%	小学生 87.5%
	中学生 70.4%	中学生 71.0%	中学生 72.0%

（２）安全・快適な教育環境の充実

個別施策：①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	
内容	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の照明器具や窓などの非構造部材の耐震化を進めるとともに、バリアフリー化や緑化、照明器具のＬＥＤ化など、人や環境に配慮した学校施設の整備、適切な維持管理を計画的に進め、安全で快適な教育環境づくりに努めます。また、地域の協力を得ながら登下校時の見守りボランティアなど校内外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、安全教育や通学路の安全対策を推進します
個別施策：②学校施設の再整備	
内容	近い将来見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向けて検討を進めます。また、少子化等の人口構造の変化をはじめ、教育内容・教育方法等の変化、社会状況等に対応して学校規模の適正化を図るために、再整備にあたっては、児童生徒の推移に考慮しながら、児童生徒・保護者・地域の意見を踏まえて検討を進めます。
個別施策：③地域とともにある学校運営の推進	
内容	地域に密着した学校運営による地域ぐるみの教育を進めるために、保護者や地域に対して積極的に情報を発信していくとともに、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めます。また、学校が家庭や地域と連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るため、学校評議員制度の継続・充実を進めるとともに、保護者・地域住民が学校と連携して学校運営に参画する学校運営協議会制度※4の導入に向けた検討を行います。
個別施策：④家庭・地域との交流・連携活動の充実	
内容	家庭や地域の有機的な交流・連携による学校教育の充実や地域で学校を支える意識を高めるため、地域の人材を活用した授業やクラブ活動、地域ぐるみの学校ボランティア活動などを推進します。
主要事業	◆学校施設整備事業

	◆地域等人材活用事業 ◆学校評議員制度 ◆部活動サポーター事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
教育活動における地域等人材の活用件数	196件	200件	220件
安心して学べる環境づくりに努めていると思う保護者の割合	89.9%	90.0%	91.0%

（３）教育支援の充実

個別施策：①特別支援教育の充実

内容	障がいのある児童生徒一人ひとりの発達状況や特性を把握し、児童生徒が持つ力をより高めるため、個別指導の充実を図るとともに教職員全体の資質向上、さらには医療・福祉関係機関との連携強化に努めます。また、特別支援教育支援員の適正な配置や施設整備等により、より適切な指導に努めます。 言語の発達に問題がある児童生徒に対する通級指導（ことばの教室）や発達障害のある児童生徒に対する通級指導（すずらん教室、そよかぜ教室、南風教室）の充実を図ります。

個別施策：②家庭への支援

内容	子育て支援を目的とした第３子以降学校給食費の無償化を行うとともに、家庭の経済状況により子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金制度等の周知を図り、保護者の経済的負担の軽減や継続的な学習環境の支援に努めます。
主要事業	◆特別支援教育支援員配置事業 ◆通級指導教室事業 ◆第３子以降学校給食費無償化事業 ◆就学援助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
通級指導教室で指導が終了して退級した児童の割合	35.3%	40.0%	45.0%

（４）学校給食	
個別施策：①安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	
内容	児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食用食材の選定や施設等の徹底した衛生管理、適切な維持管理により安全・安心な学校給食を提供します。また、食物アレルギーへの対応やセレクト給食等多彩な献立によるおいしい魅力ある学校給食の充実を図ります。
個別施策：②学校における食育の充実	
内容	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事、食事マナーの向上を図るために、栄養教諭等による児童生徒への食に関する指導や保護者への啓発を行い、学校給食を通した食育の推進に努めます。また、学校給食において地産地消を進めるとともに、食の情報発信を積極的に行います。
主要事業	◆学校給食センター管理運営事業 ◆多彩な献立提供 ◆学校における食指導

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 （令和元年度）	2025 年度 （令和７年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
県内産野菜の使用割合 （重量ベース）	38.6％	43.0％	45.0％
給食時間が楽しいと思う児童生徒の割合	82.6％（H29）	85.0％	87.0％

関連する計画・条例

■岩倉市教育振興基本計画（平成 29 年度～令和８年度）
■岩倉市第５次教育プラン（平成 29 年度～令和３年度）
■第３期岩倉市食育推進計画（令和２年～令和６年度）
■岩倉市公共施設再配置計画（平成 31 年度～令和 38 年度）
■岩倉市学校施設長寿命化計画（平成 30 年度～令和 38 年度）
■岩倉市子ども条例
■岩倉市健幸づくり条例

用語の解説

※１：Society5.0

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプトで、ＩｏＴ*4、ロボット、人工知能（ＡＩ）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人

のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。

※２：ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方法。

※３：ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※４：学校運営協議会制度

保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。

※５：ＩｏＴ

Internet of Things の略。様々な「モノ（物)」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

基本施策名　10 生涯学習

生涯学習	生涯学習の充実	生涯学習の普及・啓発	1011
		市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実	1012
		生涯学習環境の充実	1013
		自主的な生涯学習のサポート体制の充実	1014
	図書館の充実	図書館資料の充実	1021
		子どもの読書活動の推進	1022
		利用しやすい図書館づくり	1023

現状と課題

・「人生100年時代」「超スマート社会（Society5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎えようとする中、自分らしく、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を築いていくために、生涯学習の果たす役割はますます重要性を増しています。

・本市では、2017年（平成29年）３月に策定した教育振興基本計画の基本目標の一つとして「生涯を通じた学び合いの定着」を掲げ、誰もが生涯学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう学習機会の充実や環境の整備を図り、生涯学習施策を進めています。

・生涯学習活動の拠点施設の一つである生涯学習センターは、適正な評価を行いながら指定管理者制度※1のもと安定した管理運営が行われ、文化協会、生涯学習サークルをはじめ多くの市民に利用されています。

・また、指定管理者の実績やノウハウを最大限に生かし、多様化、高度化している市民ニーズに対応した生涯学習講座を開催しています。今後も市民ニーズを適切に把握した講座の企画が求められています。

・超高齢社会にある中、地域で活動しているＮＰＯや市民団体の担い手不足が課題となっていることから、生涯学習活動が「自分のための学習」にとどまらず、生涯学習の最終的な目標である「自己実現・社会貢献」へと発展させ、社会参加へとつなぐ統括的な仕組みづくりが必要とされています。

・生涯学習は自らの教養を高めることや生きがいづくり、仲間づくりにもつながるため、楽しみながら学ぶことができる生涯学習活動の機会を充実していくことが大切です。

・図書館は幅広い図書等の収集やインターネット環境の整備、県及び他市町村図書館との相互利用により利用者の利便性は向上していますが、今後は、ますます多様化する利用者の求めに応じるために、情報提供のあり方や読書人口の増加につながる取組を研究する必要があります。

・すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うこと

ができるよう、保護者、図書館、図書ボランティア、学校などがそれぞれの役割の中で子どもの読書活動を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

●市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を行い、地域の中で豊かに暮らしています。
●本を読む市民が増え、図書館は学びの場・地域の情報拠点として親しまれています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習に取り組む市民の割合	22.4%（H30）	25.0%	30.0%
１年以内に図書館を利用したことがある市民の割合	27.1%（R2）	30.0%	33.0%

施策の内容

（１）生涯学習の充実

個別施策：①生涯学習の普及・啓発

内容	生涯学習の必要性・重要性を広く市民に周知するため、広報紙やホームページ、ＳＮＳなど多様な媒体を活用し、生涯学習に関する情報を集約して市民にわかりやすく発信するほか、生涯学習センターフェスティバル等のイベントを通じた効果的な情報発信に努めます。

個別施策：②市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実

内容	多様化、高度化する市民ニーズの把握に努め、市民による自主企画講座や高校・大学などと連携した講座、既存の公共施設を有効活用した身近な場やオンラインでの講座の実施など、講座内容・学習機会の充実を図ります。

個別施策：③生涯学習環境の充実

内容	本市の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターにおいて、指定管理者の運営のもと、多様な世代を含む幅広い市民が利用しやすい環境の充実に努めます。

個別施策：④自主的な生涯学習のサポート体制の充実

内容	市民の生涯学習活動を創出、活性化するため、生涯学習サークル登録制度の適正な運用を図るとともに、サークル活動の発表や相互交流の場の創出に努めるなど、自主的なサークル・団体の育成・支援を図ります。また、生涯学習講座などで得た知識や技能等を地域づくり等の活動に生かせるよう市民の社会参加への支援に努めます。

主要事業	◆生涯学習講座 ◆生涯学習センターフェスティバル ◆生涯学習センター管理運営事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習の場やメニューの内容・数に満足している市民の割合	92.4%（R2）	93.0%	93.5%
生涯学習センター利用件数	7,115件	8,500件	9,000件

（２）図書館の充実

個別施策：①図書館資料の充実	
内容	市民の読書活動を推進するために、市民が求める図書の充実に努めるとともに、インターネットを介したサービスの拡充による利便性の向上を推進し、図書館を学びの場・地域の情報拠点とします。
個別施策：②子どもの読書活動の推進	
内容	おはなし会や子ども向けイベント等を充実し、子どもが本に親しむ機会を創出します。また、小中学校、児童館、保育園、市民ボランティア等と連携して子どもの読書活動を推進します。
個別施策：③利用しやすい図書館づくり	
内容	図書館を市民の学びの場・地域の情報拠点とするために、図書館の基本的機能である資料の収集、整理、保存、提供の充実を図るとともに、資料やその利用方法についての情報提供を積極的に行います。 レファレンスサービス※2について積極的に周知するとともに、職員の技術向上とサービスの充実をめざします。
主要事業	◆子どもの読書活動推進事業 ◆図書館電子情報システム運用管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
児童向け図書の貸出数 （絵本・紙芝居を含む）	99,896点	110,000点	120,000点
市民一人当たりの蔵書数	3.6冊	3.6冊	3.6冊

関連する計画・条例

■岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和８年度）
■岩倉市子ども読書活動推進計画（令和３年度～令和７年度）

用語の解説

※１：指定管理者制度

民間の能力を活用し、公の施設の管理を効果的かつ効率的に行うことを目的に、その管理運営を地方公共団体の指定する者（指定管理者）が代行する制度。

※２：レファレンスサービス

図書館利用者の求めに応じ、その調査・相談等に対し、図書館資料等を使って援助すること。参考業務とも言う。

基本施策名　11 市民文化活動

市民文化活動	文化・芸術の振興	鑑賞機会の提供	1111
		市民の文化・芸術活動への支援	1112
		文化協会等への活動支援	1113
	音楽のあるまちづくりの推進	セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展	1121
		ジュニアオーケストラの運営	1122
		音楽鑑賞機会の充実	1123

現状と課題

・本市では、2017 年（平成 29 年）３月に策定した教育振興基本計画の基本目標の一つとして「文化・芸術を育む風土の醸成」を掲げ、市民が文化・芸術活動を通じて心豊かな生活を送ることができるよう文化・芸術事業を推進しています。

・本市では、市民が、身近な施設で優れた文化・芸術にふれる機会として、文化講演会、市民芸術劇場、ロビーコンサート等を開催しています。

・文化芸術活動をしている市民の発表の機会として、市民文化祭、市民音楽祭、市民茶会を開催するとともに、自主的な発表の場として、市役所のミニステージやギャラリー等が活用されています。

・生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点であると同時に、文化活動の発表や交流の場として市民が主体的に活用し、市民文化を創造していく拠点となっています。

・「音楽のあるまちづくり」はセントラル愛知交響楽団との連携の中で 30 年の蓄積があり、ポップスコンサート、市役所ロビーコンサートなどが市民の間で定着しています。ジュニアオーケストラなど青少年育成とも関連した音楽文化振興は、本市の大きな特色となっており、今後とも、市民・音楽家・行政の協働により進めていく必要があります。

・岩倉市文化協会をはじめ文化活動団体の多くは、会員の減少や高齢化による後継者不足が課題となっており、団体の減少、文化事業の存続等に影響を与えていくことが考えられるため、新規会員や新規団体の加入促進を図り、団体活動を活性化していくことが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

●生涯学習センターなどの身近な場で、文化・芸術活動が活発に行われ、市民団体や市民が様々なつながりを生かしながら、自主的な活動を発展させています。
●市民の多くが音楽をはじめとする多様な文化・芸術に気軽に親しみ、住むことを誇りに思えるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
文化・芸術の振興や市民文化活動が活発に行われていると思う市民の割合	84.0%（H30）	86.0%	88.0%

施策の内容

（1）文化・芸術の振興

個別施策：①鑑賞機会の提供

内容	文化・芸術意識の高揚を図るため、身近な施設で質の高い鑑賞・観覧機会を設ける等、市民が多様な文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。

個別施策：②市民の文化・芸術活動への支援

内容	市民の自主的な文化・芸術活動を活性化するため、創作・発表の機会の充実を図るとともに、運営・財政両面の支援を継続し、団体の育成と自主的な活動の活性化に努めます。

個別施策：③文化協会等への活動支援

内容	文化協会が今後とも市民の手による文化活動推進の担い手となるよう、活動の活性化につながる情報の提供や若い世代で活動している新規団体の加入促進など、組織の自立と拡大のための支援に努めます。
主要事業	◆文化講演会・市民芸術劇場 ◆市民文化祭・市民音楽祭 ◆まちづくり文化振興事業助成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
市民文化祭市民展出品者数	442 人	450 人	450 人
文化協会加入者数	438 人	600 人	600 人

（２）音楽のあるまちづくりの推進	
個別施策：①セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展	
内容	セントラル愛知交響楽団とこれまで築き上げてきたパートナーシップの維持・発展に努め、コンサートの開催や小中学生への音楽指導を通じた市民・音楽家・行政による音楽のあるまちづくりを推進します。
個別施策：②ジュニアオーケストラの運営	
内容	音楽を通じた青少年育成のため、音楽のあるまちづくり事業の中心的な存在としてジュニアオーケストラの運営と各種コンサートへの出演等の活動を支援します。
個別施策：③音楽鑑賞機会の充実	
内容	セントラル愛知交響楽団との連携により、ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、マタニティコンサート等各種コンサートを実施するとともに、他の音楽家の協力を得て音楽を観賞する機会の充実を図ります。
主要事業	◆音楽文化普及事業 ◆ジュニアオーケストラ運営事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和７年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
ジュニアオーケストラ団員数	35 人	40 人	40 人
ロビーコンサート来場者数	591 人	700 人	800 人

関連する計画・条例

■岩倉市教育振興基本計画（平成 29 年度～令和８年度）

用語の解説

関連するSDGsの目標：４、11、16、17

基本施策名　12 文化財の保護・継承

文化財の保護・継承	文化財の保存と活用	遺跡・文化財の保護・継承	1211
		収蔵品の整理と資料の活用	1212
		地域学習の推進	1213
	山車文化の継承	山車文化の継承と情報発信	1221
		山車の維持・保存	1222

現状と課題

・本市では自治基本条例において、山車をはじめとした地域資源の継承に努めると定めており、また 2017 年（平成 29 年）３月に策定した教育振興基本計画においては「地域の歴史・文化の次世代への継承」を基本目標に掲げ、地域固有の伝統文化の保護・継承に努めています。

・現在、市と県が指定する文化財は、市内に 18 件あります。文化財は、古くからの歴史や文化を理解するために欠くことができない貴重な資産であるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。このようなことから、文化財を保存して次世代に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行うことが求められています。

・市内には県指定史跡である大地遺跡をはじめ、多くの遺跡が散在しているため、住宅建築や公共工事等開発に伴う調査を適切に実施し、遺跡の保護に努める必要があります。

・2019 年度（令和元年度）から 2022 年度（令和４年度）まで、川井野寄地区工業用地開発に伴い、下田南遺跡の発掘調査を実施しています。

・市指定文化財である３台の山車は、江戸時代の 1620 年代にそれぞれ建造されており、本市の山車文化が始まってから 400 年を迎えます。

・３台の山車は、1991 年（平成３年）に復活を願う市民の気運が高まり復元し、1992 年（平成４年）から岩倉桜まつりにあわせ山車巡行が始まりました。岩倉桜まつりでの山車巡行・展示や江戸時代からの伝統に基づく夏まつりでの山車披露など、岩倉市山車保存会、３町各山車保存会と協力し、山車の保護・継承に努めています。

・岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでいますが、山車文化を継承していく上では、岩倉市山車保存会の活性化が不可欠となっています。また、山車は復元から 30 年余り経過し、主要な構造部分にも傷みが生じてきているため、山車の継承のためには、今後、適切な保全に努めていく必要があります。

・郷土資料室において、市民の協力を得ながら寄贈を受けた古民具のデータベース化・修復・展示等を行っていますが、収蔵スペースや保管・管理体制、展示方法について十分とはいえません。

・文化財保護の取組を進めるためには、専門家の協力や市民の理解・協力が不可欠です。

人材面では、専門性を有する職員の不足や文化財の知識を有する市民の高齢化などが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

●貴重な文化財が守られ、後世に受け継がれています。
●市民が地域固有の文化財や伝統文化、歴史に親しみ、自分たちの郷土として、このまちに愛着を感じ、誇りを持っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
遺跡・文化財の保護・活用に満足している市民の割合	85.4%（H30）	86.0%	88.0%

施策の内容

（1）文化財の保存と活用

個別施策：①遺跡・文化財の保護・継承

内容	専門家や市民の協力を得ながら、遺跡、市指定文化財、その他の主な文化財の適切な管理に努めるとともに、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護・継承に努めます。また、主要遺跡、指定文化財、その他の主な文化財を適切に保護するため、専門性を有する職員の確保に努めます。

個別施策：②収蔵品の整理と資料の活用

内容	市民が地域固有の文化財、伝統文化、歴史への理解を深め、保護・継承への意識を高められるよう、専門家や市民の協力を得ながら郷土資料室等の収蔵品の整理及びデータベース化を進めるとともに、データ化した資料をはじめとした歴史資料を活用し、インターネットで公開するなど、展示・公開の充実を図ります。

個別施策：③地域学習の推進

内容	郷土への愛着とそこに住む誇りを高めるため、市民団体や学校と協力し、郷土の歴史、文化・文化財に関する講座の充実、子どもたちへの地域学習の推進により、担い手の育成に努めます。
主要事業	◆文化財データベース化事業 ◆文化財展示・ＰＲ事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
指定文化財件数	18件	19件	20件
文化財・収蔵品データベース化進捗状況	47.0%	62.0%	77.0%

（２）山車文化の継承

個別施策：①山車文化の継承と情報発信	
内容	岩倉市山車保存会と連携し、山車やからくり人形の保護、お囃子や山車曳きにふれる機会の創出に努めるとともに、桜まつり等イベントや学校活動を通した山車文化の効果的な情報発信に努めます。
個別施策：②山車の維持・保存	
	市指定文化財である３台の山車の維持・保存のため、計画的な修繕に必要な支援を行います。
主要事業	◆山車巡行・展示事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉の山車を知っている市民の割合	94.3%（R2）	95.0%	95.5%

関連する計画・条例

■岩倉市教育振興基本計画（平成29年度～令和８年度）
■岩倉市自治基本条例
■岩倉市文化財保護条例

用語の解説

関連するSDGsの目標：３、４、11

基本施策名　13 スポーツ

スポーツ	スポーツ活動の充実	スポーツの普及と振興	1311
		スポーツ団体の育成・活動支援	1312
	スポーツ環境の整備	スポーツ施設の整備	1321
		学校体育施設等の有効活用	1322

現状と課題

・国は、2017 年度（平成 29 年度）からの５年間を計画期間とする「第２期スポーツ基本計画」において、すべての人々がスポーツに関わりスポーツの価値を享受できるよう、スポーツ参画人口を拡大して「一億総スポーツ社会」の実現をめざすとしています。

・本市は、2017 年（平成 29 年）３月に策定した教育振興基本計画において、スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別等、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現をめざすとしています。また、2018 年(平成 30 年)12 月に行った「健幸都市宣言」では、手軽に取り組める運動や多様なスポーツを自分に合った運動習慣として楽しみながら続けることで、健幸をめざすとしています。

・体育協会、岩倉スポーツクラブ等、市民が主体となったスポーツ団体やスポーツ推進委員と連携をとりながら様々なスポーツ大会や教室を通じて、スポーツの振興を図ってきました。

・総合体育文化センターは、2014 年度（平成 26 年度）から指定管理者制度を導入し、指定管理者とともに年間を通じてスポーツ教室、スポーツ大会等を開催し、日常的にスポーツに親しむ機会を提供しています。

・多くのスポーツ団体において、会員の高齢化が進み、会員数が減少傾向にあります。また、団体の運営に携わる人や指導者が不足していることも課題となっています。

・スポーツ参画人口の増加には、総合体育文化センターをはじめとした既存の市内スポーツ施設を、より有効に活用することが求められます。また、スポーツ施設を長期的な視点で維持管理し、高齢者や障がいのある人でも安全に安心して使うことができるようにするなど施設の充実が求められます。

施策がめざす将来の姿

●スポーツが生活の一部となり、誰もがいつまでもスポーツに親しめる、豊かなスポーツライフが実現できるまちとなっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
スポーツの参加機会や振興に満足している市民の割合	81.7%（H30）	82.0%	85.0%
月に１回以上スポーツを行う市民の割合	48.3%（H30）	50.0%	55.0%

施策の内容

（１）スポーツ活動の充実

個別施策：①スポーツの普及と振興

内容	市民がよりスポーツを身近に感じられるように、体育協会、スポーツ推進委員等と連携して地域におけるスポーツの普及・振興を図り、様々な種目のスポーツを気軽に体験できる機会を提供します。

個別施策：②スポーツ団体の育成・活動支援

内容	体育協会、総合型地域スポーツクラブ等の団体を支援し、育成・発展を図るため、施設利用に関する調整を行うなど、活動しやすい環境を整えます。また、団体の指導者育成を支援します。
主要事業	◆スポーツ教室 ◆地域スポーツ交流事業、岩倉市民体育祭、いわくら市民健康マラソン等 ◆スポーツ指導者養成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
スポーツ振興事業の開催数	12回	18回	19回
総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数	1,990人	2,100人	2,100人

（２）スポーツ環境の整備

個別施策：①スポーツ施設の整備

内容	スポーツ施設におけるバリアフリー化をさらに進め、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、安全管理対策を充実させます。総合体育文化センターでは、指定管理者の運営のもと、施設の適切な維持管理や民間の手法を取り入れた管理運営を行いながら、大規模修繕や将来的な施設の複合化について検討を進めます。

個別施策：②学校体育施設等の有効活用

内容	各小中学校の体育施設を開放し、市民が地域で気軽にスポーツ活動に取り組める環境を提供するとともに、新たなスポーツの活動場所として、民

	間のスポーツ施設等の活用についても研究していきます。
主要事業	◆スポーツ施設の管理・運営

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
公共スポーツ施設及び小中学校体育館利用件数	57,724 件	65,000 件	67,000 件

関連する計画・条例

■岩倉市教育振興基本計画（平成 29 年度～令和８年度）

用語の解説

関連するSDGsの目標：３、16、17

基本施策名　28　市民協働・地域コミュニティ

市民協働・地域コミュニティ	市民活動・市民協働の活性化	市民活動の支援	2811
		市民活動支援センターの機能の充実	2812
		市民自治・協働の推進	2813
	地域コミュニティの強化	行政区への支援	2821
		地域コミュニティ活動の支援	2822
	市民参加機会の充実	市民参加機会の充実	2831

現状と課題

・2012年度（平成24年）に制定した自治基本条例は、本市における最高規範とし、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的としています。

・多様化する地域課題や住民ニーズに対応するため、2016年度（平成28年度）に制定した市民参加条例に基づき市民参加の機会の確保・拡大に努め、市民参加によるまちづくりの推進と市民の自主性及び自立性を尊重した活動の支援が求められています。

・市民参加に関する制度を活用し、より多くの市民が市の政策等の立案・実施・評価の過程に参加できるよう制度の浸透を図っていく必要があります。

・本市では、行政区等が組織され、行政との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を果たしています。人口減少、超高齢化により地域づくりの担い手も減少しつながりが希薄化していく中で、誰もが地域活動や市民活動に関心を持ち、その担い手となるような人材の発掘と育成する環境の整備を進めていく必要があります。

・市民と行政がお互いの責任と役割を担いながら自助・共助・公助による協働のまちづくりをさらに進めていくために、市民同士や地域住民、市民団体、地域コミュニティ間等の連携支援を図るとともに、民間事業者など多様な主体と役割を分かち合っていく必要があります。また、市民活動組織の養成や公益的な活動への助成などを継続する必要があります。

施策がめざす将来の姿

●市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながら自治の担い手としてまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。

●市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政など、多様な主体が役割を分かち合いながら連携してまちづくりが進められています。

●地域住民相互の信頼関係に基づき、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動に参加している市民の割合	18.3%（H30）	20.0%	22.0%
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合	81.6%（H30）	83.0%	85.0%

施策の内容

（1）市民活動・市民協働の活性化

個別施策：①市民活動の支援

内容	地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む団体の育成を目的として、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業を行う市民活動団体に対して助成する市民活動助成金制度の充実を図ります。また、広報紙やホームページ、協働事業などを通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図るほか、活動に対する相談や助言による幅広い支援に努めます。

個別施策：②市民活動支援センターの機能の充実

内容	市民活動の拠点としてその活動を支援し、情報の収集や発信、交流機会の確保により市民活動の周知と活性化を図るとともに、市民と市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等をつなぐ中間支援を行うなど、市民活動支援センターの機能の充実に努めます。

個別施策：③市民自治・協働の推進

内容	市民、市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、市民自治と協働のルールなどを定めた自治基本条例等の検証を行いながら市民への浸透を図ります。 また、自治基本条例に基づく住民投票についての検討を行います。
主要事業	◆市民活動支援センター事業 ◆市民活動助成金事業 ◆協働のまちづくり推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民活動団体、地域コミュニティ、民間事業者等と協働している市民活動支援センター登録団体の割合	45.7%	50.0%	55.0%
自治基本条例を知っている市民の割合	25.6%（H30）	30.0%	35.0%

（２）地域コミュニティの強化

個別施策：①行政区への支援

内容	各行政区が取り組む地域の防災・防犯・福祉・保健活動や地域の親睦事業の支援の充実を図るとともに、行政区への加入促進など区の運営を支援します。 また、各行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂を地域活動や市民活動の場として有効利用できるよう施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等の支援の充実を図ります。

個別施策：②地域コミュニティ活動の支援

内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。
主要事業	◆区育成補助事業 ◆地域コミュニティ活性化事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政区加入率	85.2%	85.2%以上	85.2%以上
地域リーダー人材育成のための研修等の受講者数	71人	85人	100人

（３）市民参加機会の充実

個別施策：①市民参加機会の充実

内容	公募や市民委員登録により、審議会や委員会等への市民の参加機会の充実を図ります。また、無作為抽出によるアンケート調査や市民討議会の開催など、多様な市民参加機会を充実し、市民の意向や提案を行政に反映させるよう努めます。
主要事業	◆協働のまちづくり推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民参加条例に基づく複数の市民参加の手続の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%

関連する計画・条例

■岩倉市自治基本条例
■岩倉市市民参加条例

用語の解説

関連するSDGsの目標：３、４、５、８、10、17

基本施策名　29　平和・共生（男女共同参画、国際交流・多文化共生、平和行政の推進）

平和・共生	平和行政の推進	平和意識の高揚	2911
		子どもを対象とした平和学習の推進	2912
	男女共同参画社会の推進	計画的な男女共同参画の推進	2921
		ジェンダー平等と多様性の理解促進	2922
	多文化共生・国際交流の推進	多文化共生の推進	2931
		国際交流の推進	2932

現状と課題

・本市では、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1995年（平成７年）12月に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。この宣言の趣旨を広く市民に啓発するために、各種平和事業の施策を継続的に展開しています。
・戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験談を話すことができる人材が少なくなってきているため、戦争体験を語り継ぐ人材の育成が課題となっています。
・次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、平和を願う心をしっかりとつなぐため、さらなる啓発活動を実施することが重要となっています。
・男女共同参画社会の実現に向け、本市においても、男女共同参画基本計画を策定・推進する中で、市民一人ひとりがともに支え合う調和のとれた社会をめざしています。人材の多様性の観点などから女性が活躍できる環境の整備や、性的少数者※1への理解を深めるなど、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を理解し、尊重できる社会の実現に向けた総合的な取組も必要となっています。
・2020年（令和２年）４月１日時点の在住外国人は、2,690人で人口の5.6%となっており、そのうち約半数がブラジル国籍となっていますが、市内在住外国人の多国籍化が進んでおり、外国人が生活しやすい環境や支援体制づくりが必要となっています。
・多文化共生※2の地域づくりを進めるために、国際交流団体をはじめとした市民同士の交流や地域に根付いた活動を支援し、活性化していくことが求められています。
・国際交流員が小中学校等で行う交流活動を通して市民の国際理解を促進しています。また、中学生海外派遣事業は、現地でのホームステイや学校訪問を通して、生徒が外国での生活や文化を経験する貴重な機会となっています。

施策がめざす将来の姿

●戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ受け継ぎ、誰もが平和を大切にしています。
●性別やジェンダー※3にかかわらず、誰もがその個性を発揮し、活躍することができる社会になっています。

●市民レベルでの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実し、互いの文化を認め合う意識が醸成された多文化共生社会が実現しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和活動の推進に満足している市民の割合	85.3%（H30）	87.5%	90.0%
男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合	84.1%（H30）	87.5%	90.0%
国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合	91.1%（R2）	92.0%	93.0%

施策の内容

（１）平和行政の推進

個別施策：①平和意識の高揚

内容	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式、戦争資料展の継続など、多様な世代の参加による平和事業を推進します。

個別施策：②子どもを対象とした平和学習の推進

内容	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学校で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎の平和事業に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。
主要事業	◆平和祈念市民参加事業 ◆小中学生平和祈念派遣事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
平和事業を一つ以上認知している市民の割合	59.8%（H30）	65.0%	70.0%
小中学生平和祈念派遣団団員数	14人	14人	14人

（２）男女共同参画社会の推進

個別施策：①計画的な男女共同参画の推進	
内容	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の進捗状況の評価や推進を図る市民参加の男女共同参画基本計画推進委員会の設置や市民が企画・運営を行う男女共同参画セミナーの開催など、男女共同参画社会の実現に向けた事業に取り組みます。また、女性の声を市政に反映するため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員の登用率を向上させます。
個別施策：②ジェンダー平等と多様性の理解促進	
内容	家庭や地域生活、社会参加において性別、ジェンダーにかかわらず、また、性的少数者もその個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、講座やイベントの開催等、市民の意識の醸成と啓発に努めます。
主要事業	◆男女共同参画基本計画推進事業 ◆男女共同参画普及・啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
審議会等への女性登用率	30.8%	33.0%	35.0%
男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	195 人	300 人	300 人

（３）多文化共生・国際交流の推進

個別施策：①多文化共生の推進	
内容	外国人の相談に対応する外国人サポート窓口により、外国人に必要な生活情報や行政手続きなどに関する制度の周知を図ります。 また、在住外国人の生活を支援するための日本語教室や健康相談を行う岩倉市国際交流協会の活動を支援します。
個別施策：②国際交流の推進	
内容	国際交流員による小中学校等での活動や異文化体験の貴重な機会となる中学生海外派遣事業の継続によって、子どもたちを対象にした学校における国際理解教育を推進します。また、国際交流を広めるため、多くの市民が参加する国際交流に関するイベントやホームステイなどの国際交流団体の活動を積極的に支援します。
主要事業	◆国際交流事業補助事業 ◆国際交流員事業 ◆外国人サポート事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
外国人サポート窓口相談件数	4,181件 (R2.8末時点)	10,500件	11,000件

関連する計画・条例

■岩倉市男女共同参画基本計画
■岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
■岩倉市子ども・子育て支援事業計画

用語の解説

※１：性的少数者
同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、心とからだの性別が一致しない人などの「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

※２：多文化共生
国籍や民族などの異なる人たちが、互いに文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※３：ジェンダー
生物学的な性別に対して、社会の男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的な性別のこと。

関連するSDGsの目標：11

基本施策名　30 情報発信・情報共有（広報・広聴、情報公開・個人情報保護）

情報発信・情報共有	情報発信の充実	広報いわくらの充実	3011
		多様な媒体による広報活動の推進	3012
		シティプロモーションの推進	3013
	広聴の充実	多様な広聴活動の推進	3021
		市民意向の定期的な把握	3022
	情報公開・個人情報保護	情報公開の推進	3031
		個人情報の保護	3032

現状と課題

・情報の魅力を増やし、見やすく、探しやすくするため、2015 年（平成 27 年）に広報いわくらを、2016 年（平成 28 年）にはホームページをリニューアルしました。

・情報発信手段を充実させてより多くの人にタイムリーに情報を届けるようにするため、市公式フェイスブックやＬＩＮＥを開設しました。

・広報紙は市からの情報を伝えるだけでなく、多くの市民が紙面に登場したり制作に関わることで、より親しみのあるものとすることが必要です。

・本市の魅力や強みを市内外へ発信することで、市民が岩倉への愛着・誇りを持つとともに市外からの移住者を促し、定住人口の増加・持続的な発展につながります。

・2016 年度（平成 28 年度）から取り組んでいるシティプロモーション事業は、市民の岩倉への愛着の醸成と市外への情報発信を目的として、「いわくらしやすい」というシンボルメッセージとブランドロゴの制作、市民から集めた「いわくらしやすい 109 の理由」をもとに、名古屋駅前でのポスタージャックやデジタルサイネージ、また、ＰＲ用動画の配信、サウンドロゴを活用したラジオＣＭの放送などを行いました。

・引き続き、本市の特性・独自性を生かしたシティプロモーションを展開し、対外的な魅力発信と合わせ市民のシビックプライド醸成を図り、移住・定住人口の増加につなげていくことが求められています。

・情報の取得・発信手段が多様化する中で、双方向でのより迅速・的確な情報提供・共有を行う仕組みづくりが求められています。

・直接意見を聞く機会の少ない年齢層からも効率よく意見を聞くことができるような広聴を行う必要があります。

・本市では、自治基本条例において、執行機関が保有する情報は市民との共有物であると規定し、積極的な情報公開やインターネット上での公文書目録の公開等により、互いに信頼関係を築きつつ、市民が主人公の市民参加のまちづくりに取り組んでいます。

・2018年度（平成30年度）に導入した文書管理システム（電子決裁）の導入により、情報公開請求された文書の特定が迅速化され、請求者の利便性の向上につながっていま

す。
・本市では、2016年度（平成28年度）から二次利用しやすい形式でオープンデータをホームページ等で公開しています。
・行政の保有する個人情報については、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどによって、その適正な取扱いが明らかにされており、その徹底に努めています。
・開かれた行政、身近な行政の実現のためには、これからも個人情報の適正な取扱いの徹底に努めながら、情報公開の一層の充実を図っていくことが大切です。

施策がめざす将来の姿

●市民と行政が情報を共有し、活発な意見のやりとりにより、市民の声が反映された市政運営が行われています。
●市への愛着や誇りを持ち、住み続けたいと思われるまちになっています。
●情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われるとともに、市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度（令和元年度）	2025年度（令和7年度）	2030年度（令和12年度）
市民の声が反映された市政運営が行われていると思う市民の割合	70.3%（R2）	75.0%	80.0%
ずっと住み続けたいと思っている市民の割合（%）	72.4%（H30）	75.0%	78.0%
市政情報の提供に満足している市民の割合（%）	83.5%（H30）	85.0%	90.0%

施策の内容

（１）情報発信の充実

個別施策：①広報いわくらの充実	
内容	手に取って見てみたくなる、かつ、読みやすく親しみやすい広報紙とするため、企画・制作への市民参加を充実させ、また、多くの市民が登場する紙面づくりを行います。
個別施策：②多様な媒体による広報活動の推進	
内容	情報を必要とする人へ、素早く、漏れなく情報が届くようにするため、ホームページやほっと情報メール、ＳＮＳ、広報いわくら音声版など多様な媒体を活用し、的確な情報発信を行います。
個別施策：③シティプロモーションの推進	
内容	「いわくらしやすい」ブランドロゴや動画等を活用し、市民ぐるみで本

	市の魅力を発信し、認知度の向上と移住・定住の促進を図ります。
主要事業	◆広報紙発行事業 ◆ホームページ等管理運営事業 ◆シティプロモーション事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広報いわくらを利用している市民の割合	80.3%（H30）	83.0%	85.0%
市ホームページを利用している市民の割合	25.9%（H30）	30.0%	40.0%
ほっと情報メール・市公式ＳＮＳの登録人数	5,000人	7,000人	9,000人

（２）広聴の充実

個別施策：①多様な広聴活動の推進

内容	行政区や地域の集まり等に市長や職員が出向く意見交換会やタウンミーティング等により、より的確な意見把握に努めます。また、幅広い世代から意見を聴くため、「市民の声・私の提案」をはじめ多様な手段で広聴活動を展開します。

個別施策：②市民意向の定期的な把握

内容	市政への評価・満足度を一定の指標で継続的に把握し、施策に反映させていくため、市民意向調査をはじめとするアンケート調査を定期的に行います。
主要事業	◆小学校区意見交換会 ◆市民の声・私の提案 ◆市民意向調査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
広聴活動に参加した市民の数	785人	1,000人	1,200人

（３）情報公開・個人情報保護

個別施策：①情報公開の推進

内容	ホームページを活用した公文書目録の提供をはじめとしたわかりやすい方法での行政文書の公開とオープンデータの充実により、積極的な行政情報の提供に努めます。また、市役所の情報サロンを活用し、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。

個別施策：②個人情報の保護

内容	本市が保有する個人情報及び特定個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理や、そのための環境整備に努め、個人情報保護制度を適切に運用します。
主要事業	◆情報公開・個人情報保護に関する研修

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
オープンデータの公開データ数	18 件	25 件	35 件

関連する計画・条例

■岩倉市自治基本条例
■岩倉市情報公開条例
■岩倉市個人情報保護条例
■岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

用語の解説

関連するSDGsの目標：11、17

基本施策名　31 行政経営・財政運営（行政経営、財政運営）

行政経営・財政運営	計画的な行政運営の推進	行政評価制度による計画的な行政運営の推進	3111
	効率的で満足度の高い行政サービスの推進	行政改革の継続的な推進	3121
		民間活力の導入	3122
		ＩＣＴを活用した効率的な行政運営と市民サービス	3123
		広域行政・広域連携の推進	3124
	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	公共施設等の総合的かつ計画的な管理	3131
	安定した財政運営	市税等の収納率の向上	3141
		受益者負担の適正化	3142
		様々な手法による財源確保	3143
		効果的・効率的な予算執行	3144

現状と課題

・本市では、自治基本条例において、計画的な市政運営や行政評価の実施を規定し、総合計画の進行管理の役割を持つ行政評価制度の確立、明確な基準に基づく行政評価の実施により、財政計画や予算と連動した総合計画の進行管理を行い、市民サービスに対する満足度を高めていく必要があります。

・人口減少や超高齢社会の到来と多様化する価値観や生活スタイル、市民ニーズに対応するため、財政需要は高まる一方で、大幅な歳入の増加は見込めない状況の中、共通課題を持つ他自治体との広域的な連携・協力や民間事業者の活力導入を推進して、市民満足度の向上をめざした行政経営を行う必要があります。

・2011 年（平成 23 年）以降、行政経営の視点からも市民満足度の向上を目指す行政経営プランを策定し、行政改革に取り組んできました。今後も、行政改革に取り組み、より効率的な行政経営を進めることが求められています。

・2001 年度（平成 13 年度）から住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の発行をワンストップサービス化し、2017 年度（平成 29 年度）からマイナンバー制度を利用して、必要書類の簡素化や手続きのオンライン化を進め、市民サービスの向上を図ってきました。

・ますます発展を続けるＩＣＴは、市民生活や社会経済にとって必要不可欠なものになっています。こうした状況において、情報セキュリティの確保を図りながら、保健、福祉、教育、生涯学習などあらゆる市民サービスの向上や業務の効率化にＡＩ等やＩＣＴを活用していく必要があります。

・2016 年度（平成 28 年度）に策定した公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理方針や再配置における具体的な数値目標を設定しました。この計画をもとに 2018 年度（平成 30 年度）に策定した公共施設再配置計画と公共施設長寿命化計画に基づいて、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組んでいく必要があります。
・本市の市税は、個人市民税、固定資産税の割合が高く、法人市民税の割合は低くなっています。経済、景気動向の直接的な影響を受けにくい財政基盤ではありますが、市税の中心である個人市民税は、生産年齢人口の減少による市民所得の低減とともに縮小していくことが見込まれるため、収納率の向上や新たな財源などによる自主財源の確保が重要です。
・2019 年（令和元年）10 月の消費税率の改定を踏まえ、公共施設等使用料の見直しを実施しましたが、引き続き、必要なサービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、使用料・手数料、負担金等の定期的な見直しを行う必要があります。
・継続して、事務事業の見直しや選択と集中、市債発行の抑制による市債残高の縮減などの取組により健全で安定した財政運営を進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

●総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価制度の的確な運用及び行政改革の推進により効果的・効率的な行政経営が行われています。
●行政の情報化が更に進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。
●限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営が行われています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度 （令和元年度）	2025 年度 （令和 7 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
計画的・効率的な行政経営が行われていると思う市民の割合	18.3%（R2）	26.0%	30.0%
実質公債費比率※1	4.0%	9.0%以内	9.0%以内
将来負担比率※2	26.6%	60.0%以内	60.0%以内

施策の内容

（１）計画的な行政運営の推進

個別施策：①行政評価制度による計画的な行政運営の推進	
内容	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るため、外部評価を含めた行政評価制度の的確な運用を図ることによって、ＰＤＣＡサイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進します。
主要事業	◆行政評価事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度（令和元年度）	2025 年度（令和 7 年度）	2030 年度（令和 12 年度）
基本計画目標数値達成率	－	100％	100％

（２）効率的で満足度の高い行政サービスの推進

個別施策：①行政改革の継続的な推進	
内容	行政サービスの最適化を図るため、本市の限られた経営資源をより効率的、効果的に活用し、行政改革に取り組みます。行政改革の推進にあたっては、（仮称）行政改革行動計画を策定し、評価しながら進めます。
個別施策：②民間活力の導入	
内容	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、民間との役割分担の見直しにより、市民サービスの質の向上や業務効率を向上させるため、指定管理者制度、民間の資金やノウハウを活用したＰＰＰ／ＰＦＩ※3の導入や業務の民間委託など、多様な視点から民間活力の導入を図ります。
個別施策：③ＩＣＴを活用した効率的な行政運営と市民サービス	
内容	ＡＩ等やＩＣＴの活用により業務の効率化を図るとともに、適切な情報セキュリティを確保しながら、いつでもどこでも簡単に申請や届出等ができるオンライン手続や証明書コンビニ交付サービスなどにより質の高い市民サービスを実現するための環境の整備を推進します。
個別施策：④広域行政・広域連携の推進	
内容	広域的な課題に対応するため、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化等の検討を行います。また、本市の行政課題に対応するために、地域の特性を生かし、市民の生活圏や市民ニーズを踏まえた他自治体との連携を推進します。
主要事業	◆行政改革推進事業 ◆証明書コンビニ交付サービス事業 ◆電子自治体推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
行政改革行動計画の達成率	―	100.0%	100.0%
オンライン手続ができる業務数	8	10	12

（３）公共施設等の総合的かつ計画的な管理

個別施策：①公共施設等の総合的かつ計画的な管理

内容	公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な施設改修等を推進していくため、公共施設の規模、配置等の再配置及び修繕、更新等の長寿命化に取り組むとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。また、大規模な改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、だれもが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。
主要事業	◆公共施設再配置計画・公共施設長寿命化計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
公共建築物の延床面積	101,528㎡	101,362㎡	99,431㎡

（４）安定した財政運営

個別施策：①市税等の収納率の向上

内容	市税等の納付忘れがないように口座振替制度の利用拡大を図るとともに、納税者の利便性向上のため多様な収納方法の導入に努めます。

個別施策：②受益者負担の適正化

内容	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。

個別施策：③様々な手法による財源確保

内容	市有財産の有効活用・売却や広告、ふるさといわくら応援寄附金など新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用に努めます。

個別施策：④効果的・効率的な予算執行

内容	「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、将来にも責任ある計画的な予算を編成することとし、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行により健全な財政運営を行います。また、財政に関する情報をわかりやすく公表することにより市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めます。
主要事業	◆財政状況の公表

	◆ふるさといわくら応援寄附金事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市税収納率	97.4%	98.0%	98.5%
経常収支比率※4	86.8%	93.0%以内	93.0%以内

関連する計画・条例

■岩倉市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和38年度）
■岩倉市公共施設長寿命化計画（令和元年度～令和38年度）
■岩倉市公共施設再配置計画（令和元年度～令和38年度）
■岩倉市自治基本条例

用語の解説

※１：実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金に加え、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合（本市の場合、小牧岩倉衛生組合と愛北広域事務組合）の公債費に準ずる準元利償還金の合計の標準財政規模に対する割合の３か年平均値。数値が低いほど良好。

※２：将来負担比率
地方債現在高などから基金などを控除し、将来負担すべき実質的な負債の規模を示した指標。上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合等に係るものも含め、自治体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。数値が低いほど良好。

※３：ＰＰＰ／ＰＦＩ
ＰＰＰ（Public Private Partnershipの略）は公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。公共サービスの提供に民間資本や民間ノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもので市場化テストやサウンディング調査等、様々な手法がある。
ＰＦＩ（Private Finance Initiativeの略）は社会資本整備などの公共サービス供給を民間主導型で行うこと。民間の資金とノウハウを活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行う手法。

※４：経常収支比率
人件費や扶助費などの経常的に支出する経費に、市税など経常的に収入される一般財源がどの程度充てられるかを表す指標。数値が低いほど弾力的な財政運営が図れる。

関連するSDGsの目標：８

基本施策名　32 組織・人事マネジメント

組織・人事マネジメント	弾力的な組織体制の構築	行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編	3211
		適切な人員配置	3212
		働き方改革の推進	3213
	職員の能力開発	人材育成の推進	3221
		人事評価制度の適切な運用	3222
		職員研修等の充実	3223

現状と課題

・人口減少の進展や人口構造の変化、経済規模の縮小、市民ニーズの多様化など、社会経済環境が急激に変化しており、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

・本市では自治基本条例において、柔軟な組織体制、計画的かつ適正な定員管理及び人材育成について規定しています。

・そのような中、効率的な行政サービスを展開していくことができる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりに努めていますが、今後も職員を適切に配置し、組織を活性化していく必要があります。

・職員採用については、多様な人材や障がい者の雇用など、社会情勢に対応した柔軟な対応に努めています。

・地方公務員法等の改正により、2020年度（令和２年度）から会計年度任用職員制度が導入され、従来の嘱託職員及びパート職員等の身分が会計年度任用職員へと統一されました。今後も制度の適切な運用を図っていくことが必要です。

・2019年（平成31年）４月に施行された働き方改革関連法を踏まえた長時間労働の是正が社会的な課題となっており、生産年齢人口が急速に減少する中で、従来の働き方を大きく変える「働き方改革」が国や地方公共団体に求められています。

・そのような状況の中、本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の未然防止、行政機能の維持・業務継続、さらに、働き方改革の推進のため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークを導入しました。今後は、テレワークを含め、職員一人ひとりが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※1）を図りながら能力を最大限発揮できるよう、時代に即した、職員の働き方の見直しに取り組む必要があります。

・2014年（平成26年）10月に策定した人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの能力と意識の向上を図り、市民との信頼関係を築き、市民の視点に立って、スピード感を持って前向きにチャレンジする職員を育成し、職員力、組織力を強化していく必要があります。

・地方公務員法の改正により、従来実施してきた目標管理制度を一部修正し、2016 年（平成 28 年）４月から業績評価を、従来実施してきた勤務評定をベースに 10 月から能力評価を実施しています。人事評価制度を適切に運用することにより、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていく必要があります。

施策がめざす将来の姿

●社会的なニーズに対応した柔軟な組織体制と適切な人員配置により、市民サービスが向上しています。

●職員としての使命と責任を持ち、自ら考え、行動できる職員が育成され、市民から信頼される組織となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019 年度（令和元年度）	2025 年度（令和７年度）	2030 年度（令和 12 年度）
職員の応対に満足している市民の割合	80.3%（R2）	83.0%	85.0%

施策の内容

（１）弾力的な組織体制の構築

個別施策：①行政ニーズ等に応じた組織・機構の再編	
内容	社会情勢の変化や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民が利用しやすい組織づくりを行います。
個別施策：②適切な人員配置	
内容	計画的な職員採用や定員管理に努めるとともに、再任用制度、任期付職員制度などの活用により、適切な人員配置を行います。また、必要に応じて、プロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。
個別施策：③働き方改革の推進	
内容	職員の誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てるよう仕事と生活の調和を図るとともに、多様な働き方を可能とする仕組みを整備することにより、職員の働き方改革を推進します。
主要事業	◆定員管理事業 ◆働き方改革推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民が利用しやすい組織だと思う市民の割合	78.8%（R2）	80.0%	82.0%

（２）職員の能力開発

個別施策：①人材育成の推進	
内容	人材育成基本方針に基づき、職場環境を充実し、人事管理制度及び職員研修と連動した人材育成を推進します。
個別施策：②人事評価制度の適切な運用	
内容	職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出し、効率的な行政運営につなげていくため、人事評価制度の適切な運用を図ります。
個別施策：③職員研修等の充実	
内容	人材育成基本方針に基づき、意欲と情熱を持って新たな課題に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員を育成するため、職員研修等の充実を図ります。
主要事業	◆人事評価制度運用事業 ◆職員研修事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
研修に対する職員の満足度（平均）	87.7%	90.0%	95.0%

関連する計画・条例

■岩倉市人材育成基本方針（平成26年10月策定）
■岩倉市定員管理計画（令和元年度～令和５年度）
■岩倉市自治基本条例

用語の解説

※１：ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和と訳され、長時間労働や仕事中心といった働き方を見直すことにより、仕事を持つ人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方・活動が選択・実現できるようにしていくもの。